

主張

医師の長時間労働を考える

過労死、過労自殺を防止するため、国会で残業時間の制限や働き方改革を目的とした法律の制定が議論されているが、医療については、例外扱いされようとしている。人の命を守る医療関係者が過労死レベルの長時間労働を強いられてもよいのだろうか。

医師については、「応召義務」等の特殊性をふまえての対応が必要として、施行後5年後を目途に時間外労働規制を適用すると先延ばしになっている。医師を長時間労働による過労死から守るには、医学部の新設や定員増、診療科等による偏在を調整するなど、医師の増員を含めた対策を講じる必要がある。現在でも医師数は人口比で欧米より少ない。今後高齢化、医療の高度化が進むとさらに医師の需要は高まる。

長時間労働に耐えられる人もいればそうでない人もいる。医師は一朝一夕には養成できないので、最初から医療を残業規制の例外とせず、知恵を出して対応し、働き方改革によって過労死レベルの長時間労働を防いでもらいたい。

I T技術も進歩している。I T技術で仕事の省力化、機械化も可能となる。2年前から遠隔医療が奨励され、テレビ電話による診療が認められるようになった。これにより、離島・へき地等、通院が困難な患者、夜間、早朝等の一次救急にも対応できるようになり、当直医を減らすことが可能となった。I T化が進むと機械に仕事を奪われるのではと心配する方もおられるが、機械にできることは機械に任せ、医師が人間にしかできないことに集中すれば、余暇を楽しめるようにすることもできるのではないかな。

医師の仕事は労働と自己研鑽との区別が付けにくい面もあるが、医師の労働実態を把握し、時間外勤務に適正な賃金を支給するなど、長時間労働を防止する仕組みも必要である。

人工知能（A. I）が発達すると、多くの職業が無くなる（A. Iに奪われる）と言われるが、医師はその職業に入っていない。当面は、経済成長は望めないし、高収入も一部の人を除いては難しい。その代わりに時間を使い、人生を楽しもう。このことこそ、働き方改革ではないかな。